

広告入り窓口封筒設置台の仕様書

市民の方にとって広告入り窓口封筒が利用しやすいものとなるように、無償提供者となる事業者には設置台の貸与をしていただきます。本仕様書は、設置台の規格等について規定するものです。

1 名 称	広告入り窓口封筒設置台
2 設 置 台 数	8 台 ※交換が必要な場合に備え、予備のご用意をしていただきます。
3 材 質	プラスチック（強度のあるもの）
4 規格・仕様等	・角形 2 号及び角形 6 号の封筒が各 50 枚程度入る縦型の形状であること。 ・色は、無色透明であること。 ・角は面取りがされていること。 ・「窓口封筒」との表示がされていること。 参考：令和 7 年度の設置台 

（注意事項）

- 1 納入期日・納入場所は窓口封筒と同じとします。
- 2 納入前に市の下承を得ることとします。
- 3 使用による消耗及び破損について、市はその責めを負わないこととします。
- 4 設置台への広告掲載はできませんが、無償提供者の事業者名は掲載できます。その他の記載事項や掲載方法については、市と協議することとします。